○国土交通省告示第千百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第十回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年三月十三日から平成三十六年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県流山市野谷字入台、字後山、字宮尻、字二反田、字牛飼沢及び字牛飼並びに東初石六丁目の全部の区域並びに大畔字割内、字向山、字小坂及び字南割、三輪野山字諸下、西初石五丁目、西初石六丁目、市野谷字芋久保、字三嶋、字向山及び字立野、野々下一丁目、美田、東初石三丁目、東初石五丁目、十太夫、駒木並びに駒木字上駒木、字駒木橋上、字中橋上、字中溜上及び字堂台の各一部の区域

四　土地区画整理事業の名称　流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県流山市駒木百七十六番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十二年三月十三日

七　事業計画の変更（第十回）の認可の年月日　平成二十九年十二月八日

○国土交通省告示第千百五十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十八条第一項から第三項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第六十三条の三第一項の規定によりされた届出（以下「リコール届出」という。）のうち当該リコール届出に付された番号が次の各号に掲げるものに該当するものに係る自動車であって、当該リコール届出に係る改善措置が講じられていないものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第百七十八条第一項、第八項及び第九項の規定にかかわらず、法第五十九条第一項の新規検査、第六十二条第一項の継続検査、第六十三条第二項の臨時検査、第六十七条第三項の構造等変更検査又は第七十一条第一項の予備検査において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第百七十八条第一項、第八項及び第九項に規定する基準に適合しないものとして取り扱うものとする。ただし、当該リコール届出に付された番号が第三十四号、第四十二号、第四十三号、第四十七号又は第四十八号に掲げるものに該当するリコール届出に係る自動車であって、平成二十三年四月一日以降に製作されたものについては、この限りでない。

一　2565
二　2567
三　2568
四　3139
五　3140
六　3141
七　3142
八　3369
九　3375
十　3376
十一　3381
十二　3382
十三　3427
十四　3456
十五　3471
十六　3474
十七　3475
十八　3483
十九　3489
二十　3492
二十一　3493
二十二　3502
二十三　3563
二十四　3564
二十五　3565
二十六　3567
二十七　3568
二十八　3569
二十九　3571
三十　3576
三十一　3578
三十二　3579
三十三　3580
三十四　3581
三十五　3582
三十六　3586
三十七　3588
三十八　3590
三十九　3591
四十　3592
四十一　3601
四十二　3605
四十三　3610
四十四　3638
四十五　3674
四十六　3696
四十七　3758
四十八　3769
四十九　3770
五十　外一1602
五十一　外一1622
五十二　外一1651
五十三　外一1652
五十四　外一1804

○東北地方整備局告示第二百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十三号　湯沢市杉沢新所字砂田一五六番から同市杉沢字森道上二番二まで　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月八日

○東北地方整備局告示第二百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十三号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　後　一〇・六六～一一・一〇メートル　一一・五〇六キロメートル

南陽市宮内字八幡田五九一番二四から同市若狭郷屋敷五〇九番五まで

字中屋敷五〇九番五まで　前　一三・五三～一六・六三　一一・五〇六

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

附　則

この告示は、平成三十年五月一日から施行する。

五十五　外一1805
五十六　外一1918
五十七　外一1919
五十八　外一1933
五十九　外一2058
六十　外一2059
六十一　外一2060
六十二　外一2114
六十三　外一2127
六十四　外一2173
六十五　外一2174
六十六　外一2175
六十七　外一2188
六十八　外一2189
六十九　外一2190
七十　外一2207
七十一　外一2208
七十二　外一2242
七十三　外一2243
七十四　外一2244